

第 1 号議案から 令和 8 年度一般会計予算及び特別会計予算
第 20 号議案まで

令和 8 年 2 月 福岡県議会定例会議案 その 1
第 15 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	令和 8 年度福岡県一般会計予算	1
2	令和 8 年度福岡県財政調整基金特別会計予算	23
3	令和 8 年度福岡県公債管理特別会計予算	25
4	令和 8 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	29
5	令和 8 年度福岡県国民健康保険特別会計予算	33
6	令和 8 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
7	令和 8 年度福岡県災害救助基金特別会計予算	43
8	令和 8 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	45
9	令和 8 年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	49
10	令和 8 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	53
11	令和 8 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	57
12	令和 8 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	61
13	令和 8 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	65
14	令和 8 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	67
15	令和 8 年度福岡県住宅管理特別会計予算	71
16	令和 8 年度福岡県病院事業会計予算	75
17	令和 8 年度福岡県流域下水道事業会計予算	79
18	令和 8 年度福岡県電気事業会計予算	85

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	令和8年度福岡県工業用水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
20	令和8年度福岡県工業用地造成事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

一 般 会 計

第 1 号議案

令和 8 年度福岡県一般会計予算

令和 8 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,300,027,028 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	830,805,619
	1 県 民 税	195,170,076
	2 事 業 税	216,545,819
	3 地 方 消 費 税	308,532,213
	4 不 動 産 取 得 税	21,739,758
	5 県 た ば こ 税	6,607,997
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,068,331
	7 軽 油 引 取 税	19,069,978
	8 自 動 車 税	59,901,155
	9 鉱 区 税	5,340
	10 狩 猟 税	19,040
	11 産 業 廃 棄 物 税	193,582

款	項	金額
	12 宿 泊 税	1,952,080
	13 旧 法 に よ る 税	250
2 地 方 消 費 税 清 算 金		298,598,935
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	298,598,935
3 地 方 譲 与 税		126,605,150
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	122,665,330
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,245,482
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	81,469
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	708,821
	5 森 林 環 境 譲 与 税	149,258
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	754,790
4 地 方 特 例 交 付 金		18,194,489
	1 地 方 特 例 交 付 金	18,194,489
5 地 方 交 付 税		314,283,866

	1 地 方 交 付 税	314,283,866
6 交通安全対策特別交付金		870,606
	1 交通安全対策特別交付金	870,606
7 分担金及び負担金		4,672,914
	1 分 担 金	77,683
	2 負 担 金	4,595,231
8 使用料及び手数料		16,556,525
	1 使 用 料	9,387,781
	2 手 数 料	7,168,744
9 国 庫 支 出 金		217,166,261
	1 国 庫 負 担 金	107,360,904
	2 国 庫 補 助 金	105,542,805
	3 委 託 金	4,262,552
10 財 産 収 入		4,114,892
	1 財 産 運 用 収 入	3,124,387

款	項	金額
	2 財産売却収入	990,505
11 寄附金		1,662,764
	1 寄附金	1,662,764
12 繰入金		60,781,278
	1 特別会計繰入金	2,353,683
	2 基金繰入金	58,427,595
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		236,989,228
	1 延滞金、加算金及び過料等	697,880
	2 県預金利子	452,667
	3 貸付金元利収入	217,277,430
	4 受託事業収入	1,863,066
	5 収益事業収入	5,879,656

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑収入	10,818,528
15 県債		168,724,500
	1 県債	168,724,500
歳入合計		2,300,027,028

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,486,312
	1 議会費	3,486,312
2 総務費		82,908,436
	1 総務管理費	30,423,056
	2 企画費	7,248,549
	3 徴税費	16,875,426
	4 市町村地域振興費	24,912,989

款	項	金額
	5 選挙費	124,909
	6 防災費	1,599,154
	7 統計調査費	1,043,134
	8 人事委員会費	324,404
	9 監査委員費	356,815
3 保健費		262,386,609
	1 保健企画費	15,811,295
	2 健康対策費	10,192,464
	3 生活衛生費	1,974,975
	4 医薬費	17,950,394
	5 医療介護費	207,198,473
	6 高齢者支援費	9,259,008
4 環境費		5,242,021
	1 環境費	5,242,021

5 生活労働費		220,418,786
	1 人材育成活躍推進費	3,569,670
	2 福祉企画費	8,309,786
	3 児童家庭費	80,567,152
	4 障がい者福祉費	71,664,896
	5 生活保護費	34,409,864
	6 社会福祉費	12,484,751
	7 労働企画費	918,650
	8 職業訓練費	7,864,176
	9 失業対策費	401,437
	10 労働委員会費	228,404
6 農林水産業費		62,190,045
	1 農林水産業企画費	11,014,434
	2 農業費	12,283,414
	3 畜産業費	4,117,912

款	項	金額
	4 農 地 費	14,924,955
	5 林 業 費	13,379,762
	6 水 産 業 費	6,469,568
7 商 工 費		235,771,435
	1 商 業 費	222,672,763
	2 工 鉱 業 費	8,823,337
	3 観 光 費	4,275,335
8 県 土 整 備 費		134,376,383
	1 県 土 整 備 企 画 費	5,001,157
	2 道 路 橋 り よ う 費	60,639,480
	3 河 川 海 岸 費	37,615,683
	4 港 湾 費	4,257,576
	5 都 市 計 画 費	17,255,414
	6 住 宅 費	6,575,861

	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	2,805,137
	8 水 資 源 対 策 費	226,075
9 警 察 費		149,322,584
	1 警 察 管 理 費	145,098,855
	2 警 察 活 動 費	4,223,729
10 教 育 費		385,161,273
	1 教 育 総 務 費	42,915,215
	2 小 学 校 費	89,465,950
	3 中 学 校 費	52,276,508
	4 高 等 学 校 費	74,054,552
	5 特 別 支 援 学 校 費	26,850,967
	6 社 会 教 育 費	4,675,753
	7 保 健 体 育 費	18,542,479
	8 大 学 費	5,687,830
	9 私 立 学 校 費	70,256,209

款	項	金額
	10 青少年費	435,810
11 災害復旧費		10,345,500
	1 農林水産施設災害復旧費	5,037,555
	2 土木施設災害復旧費	5,242,011
	3 庁舎等災害復旧費	65,934
12 公債費		260,245,432
	1 公債費	260,245,432
13 諸支出金		487,972,212
	1 利子割交付金等	487,972,212
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,300,027,028

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
県庁舎改修費	令和9年度		84,700千円
合同庁舎改修費	令和9年度		14,005千円
総合庁舎改修費	令和9年度		124,583千円
総合庁舎設備改修費	令和9年度		857,234千円
単独庁舎改修費	令和9年度		952,631千円
単独庁舎設備改修費	令和9年度		396,252千円
能楽堂整備費	令和9年度		150,269千円
新・県立美術館設置対策費	令和9年度から 令和11年度まで		2,006,787千円
高等技術専門校整備費	令和9年度		36,940千円
保健環境研究所整備費	令和9年度		448,970千円
屋内のワンヘルス体験学習ゾーン (仮称)整備費	令和9年度		922,240千円
生活保護システム改修費	令和9年度		67,401千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和27年度まで	2,400千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）整備費	令和9年度	150,586千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和22年度まで	3,016,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業大 学 校 施 設 整 備 費	令和9年度	214,131千円
農業近代化資金利子補給	令和9年度から 令和29年度まで	85,367千円 ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和9年度から 令和19年度まで	7,411千円 ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和9年度から 令和24年度まで	3,019千円 ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 30,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和9年度から 令和14年度まで	2,351千円 ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 85,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和8年度から 令和16年度まで	630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和9年度から 令和29年度まで	12,101千円 ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 60,000千円
農林業総合試験場本場設備整備費	令和9年度	309,682千円

園芸ADTECセンター整備費	令和9年度		365,297千円
園芸作物振興対策費	令和9年度		13,000千円
農地利用推進事業損失補償	令和8年度から 令和14年度まで		1,206,150千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和8年度から 令和18年度まで		111,000千円
農地中間管理機構所有者不明農地 借入損失補償	令和8年度から 令和48年度まで		10,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和9年度から 令和33年度まで	ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 170,000千円	3,147千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和9年度から 令和33年度まで	ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円
動物保健衛生所整備費	令和9年度		31,442千円
国営筑後川中流かんがい排水事業 負担金	令和9年度から 令和24年度まで		163,352千円
農業水利施設保全対策事業費	令和9年度から 令和11年度まで		1,390,000千円
県営ため池等整備事業費	令和9年度から 令和10年度まで		943,000千円
県営水環境整備事業費	令和9年度から 令和11年度まで		941,000千円
治山事業費	令和9年度		269,800千円
県民の森施設整備費	令和9年度		6,372千円
ワンヘルスの森づくり推進費	令和9年度		103,499千円

事 項	期 間	限 度	額
漁業近代化資金利子補給	令和9年度から 令和29年度まで	ただし、令和8年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	127,380千円
漁業調査取締船建造費	令和9年度		258,973千円
工事執行管理システム改修費	令和9年度		223,529千円
道路維持修繕費	令和9年度		44,000千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	建設資金借入金680,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	建設資金借入金680,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	建設資金借入金12,155,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	建設資金借入金450,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	建設資金借入金450,000千円	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和8年度から 令和18年度まで	業務資金借入金1,558,723千円及び利子に相当する額	
舗装道補修費	令和9年度から 令和10年度まで		320,000千円
道路交通安全施設整備費	令和9年度から 令和10年度まで		300,000千円

道路改良費	令和9年度から 令和12年度まで	8,640,000千円
道路改築費	令和9年度	60,000千円
橋りょう補修費	令和9年度	120,000千円
橋りょう架換費	令和9年度	75,000千円
広域河川改修費	令和9年度から 令和10年度まで	882,000千円
堰堤改良費	令和9年度	201,973千円
河川総合流域防災事業費	令和9年度から 令和10年度まで	3,675,000千円
街路事業費	令和9年度から 令和10年度まで	388,000千円
都市公園施設費	令和9年度	581,640千円
国際園芸博覧会出展事業費	令和9年度	4,840千円
公営住宅建設費	令和9年度から 令和10年度まで	5,111,820千円
公営住宅ストック総合改善事業費	令和9年度	384,988千円
宇美交番整備費	令和9年度	56,709千円
南警察署整備費	令和9年度	47,074千円
小倉北警察署整備費	令和9年度	182,094千円

事 項	期 間	限 度	額
小倉南警察署整備費	令和9年度		37,137千円
大牟田警察署整備費	令和9年度		37,137千円
教育センター整備費	令和9年度		190,450千円
老朽校舎改築費	令和9年度から 令和10年度まで		4,218,535千円
施設充実費	令和9年度		4,154,075千円
体育館建設費	令和9年度		88,482千円
校地整備費	令和9年度から 令和10年度まで		805,111千円
学校環境整備費	令和9年度から 令和10年度まで		582,974千円
高校エアコン整備費	令和9年度から 令和19年度まで		19,083,763千円
特別支援学校施設充実費	令和9年度		75,540千円
特別支援学校老朽校舎改築費	令和9年度		1,778,586千円
特別支援学校環境整備費	令和9年度		145,609千円
体育施設整備費	令和9年度		307,500千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	7,775,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
直轄空港事業負担金	1,870,600			
鉄道整備事業費	128,900			
文化施設整備事業費	7,285,800			
保健施設整備事業費	8,385,800			
環境施設整備事業費	782,700			
再生可能エネルギー施設整備事業費	280,000			
自然公園整備事業費	58,300			
生活労働施設整備事業費	4,620,000			
被災者生活再建支援基金 出資	1,501,800			
農林水産施設整備事業費	3,805,900			
農業事業費	1,404,100			
畜産事業費	13,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地事業費	6,274,500			
造林事業費	25,000			
林道事業費	1,275,800			
林業事業費	126,900			
治山事業費	2,396,900			
水産事業費	1,986,700			
商工施設整備事業費	22,300			
県土整備施設整備事業費	222,800			
河川事業費	15,845,700			
砂防事業費	2,916,100			
海岸事業費	624,300			
港湾事業費	1,267,500			
福岡北九州高速道路公社 出資金	408,000			
都市計画事業費	4,558,900			

道 路 事 業 費	32,296,900			
直 轄 事 業 負 担 金	11,792,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	3,663,100			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	6,462,200			
教 育 施 設 整 備 事 業 費	21,210,800			
災 害 復 旧 事 業 費	3,147,000			
福 岡 北 九 州 高 速 道 路 公 社 転 貸	952,000			
調 整	13,335,700			
計	168,724,500			

特 別 会 計

第 2 号議案

令和 8 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 8 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 451,898 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		451,898
	1 財産運用収入	451,898
歳入合計		451,898

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 積立金		451,898
	1 積立金	451,898
歳出合計		451,898

第 3 号議案

令和 8 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 8 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 539,905,788 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		338,980,763
	1 一般会計繰入金	260,149,738
	2 基金繰入金	78,831,025
2 県債		194,296,000
	1 県債	194,296,000
3 財産収入		6,629,025
	1 財産運用収入	6,629,025
歳入合計		539,905,788

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		539,905,788
	1 公 債 費	539,905,788
歳 出 合 計		539,905,788

第 4 号議案

令和 8 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 8 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,137 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		54,136
	1 諸収入	54,136
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		54,137

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事務費		2,119
	1 事務費	2,119
2 繰出金		52,018
	1 一般会計繰出金	52,018

歳 出 合 計	54,137
---------	--------

第 5 号議案

令和 8 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450,946,125 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		137,939,475
	1 負担金	137,939,475
2 国庫支出金		143,013,916
	1 国庫負担金	95,673,013
	2 国庫補助金	47,340,903
3 前期高齢者交付金		133,719,243
	1 前期高齢者交付金	133,719,243
4 共同事業交付金		1,393,226
	1 共同事業交付金	1,393,226
5 出産育児交付金		101,051
	1 出産育児交付金	101,051
6 財産収入		171,312

	1 財 産 運 用 収 入	171,312
7 繰 入 金		34,607,902
	1 他 会 計 繰 入 金	29,912,902
	2 基 金 繰 入 金	4,695,000
歳 入 合 計		450,946,125

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		105,417
	1 総 務 管 理 費	103,648
	2 運 営 協 議 会 費	1,488
	3 共 同 運 営 事 業 費	281
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		355,076,252
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	355,076,252
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		65,599,606

款	項	金 額
	1 後期高齢者支援金等	65,599,606
4 前期高齢者納付金等		213,574
	1 前期高齢者納付金等	213,574
5 介護納付金		21,554,807
	1 介護納付金	21,554,807
6 病床転換支援金等		28
	1 病床転換支援金等	28
7 子ども・子育て支援納付金		6,130,295
	1 子ども・子育て支援納付金	6,130,295
8 共同事業拠出金		1,393,707
	1 共同事業拠出金	1,393,707
9 保健事業費		201,127
	1 保健事業費	201,127
10 基金積立金		171,312

	1 基金積立金	171,312
11 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		450,946,125

第 6 号議案

令和 8 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 252,831 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		138,985
	1 諸 収 入	138,985
2 繰 入 金		8,340
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,340
3 繰 越 金		99,906
	1 繰 越 金	99,906
4 県 債		5,600
	1 県 債	5,600
歳 入 合 計		252,831

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		252,831
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	252,831
歳 出 合 計		252,831

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	5,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 7 号議案

令和 8 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 8 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,429 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		14,429
	1 財産運用収入	14,429
歳入合計		14,429

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産費		14,429
	1 基金積立金	14,429
歳出合計		14,429

第 8 号議案

令和 8 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,589 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,570
	1 一般会計繰入金	1,570
2 繰越金		6,487
	1 繰越金	6,487
3 諸収入		532
	1 諸収入	532
歳入合計		8,589

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		8,589
	1 就農支援資金貸付事業費	8,589

歲 出 合 計	8,589
---------	-------

第 9 号議案

令和 8 年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 308,125 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
3 財産収入		238
	1 財産売却収入	238
4 繰入金		303,367
	1 一般会計繰入金	303,367
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,482
	1 雑収入	1,482

歳 入 合 計	308,125
---------	---------

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		308,125
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	308,125
歳 出 合 計		308,125

第 10 号議案

令和 8 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,779 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		649
	1 一般会計繰入金	649
2 繰越金		23,829
	1 繰越金	23,829
3 諸収入		6,301
	1 諸収入	6,301
歳入合計		30,779

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林業改善資金助成事業費		30,779
	1 林業改善資金助成事業費	30,779

歳 出 合 計	30,779
---------	--------

第 11 号議案

令和 8 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,129 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,126
	1 一般会計繰入金	1,126
2 繰越金		53,534
	1 繰越金	53,534
3 諸収入		17,469
	1 諸収入	17,469
歳入合計		72,129

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金費		72,129
	1 沿岸漁業改善資金費	72,129

歳 出 合 計	72,129
---------	--------

第 12 号議案

令和 8 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 353,676 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		15,213
	1 一般会計繰入金	15,213
2 諸収入		328,390
	1 雑入	328,390
3 繰越金		10,073
	1 繰越金	10,073
歳入合計		353,676

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費		25,508
	1 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費	25,508

2 公 債 費		328,168
	1 公 債 費	328,168
歲 出 合 計		353,676

第 13 号議案

令和 8 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,415 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		5,415
	1 財 産 運 用 収 入	5,415
歳 入 合 計		5,415

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		5,415
	1 積 立 金	5,415
歳 出 合 計		5,415

第 14 号議案

令和 8 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 8 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,641,534 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		445,594
	1 使用料	445,594
2 繰入金		2,805,137
	1 一般会計繰入金	2,805,137
3 県債		15,390,800
	1 県債	15,390,800
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		18,641,534

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		8,044,889
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	8,044,889
2 公 債 費		10,596,645
	1 公 債 費	10,596,645
歳 出 合 計		18,641,534

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	8,232,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

令和 8 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 8 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,866,175 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,766,161
	1 使 用 料	6,646,792
	2 繰 越 金	90,160
	3 諸 収 入	29,208
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		100,014
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	100,013
歳 入	合 計	6,866,175

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,727,430
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,727,430
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		88,745
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	88,745
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,866,175

公 營 企 業 会 計

第 16 号議案

令和 8 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	(精神病床	300 床)		
(2) 患 者 延 人 員	(入院患者	94,170 人	外来患者	37,960 人)
(3) 一日平均患者数	(入院患者	258 人	外来患者	130 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,769,248 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,375,428 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		393,223 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,763,969 千円
第1項 医業費用	2,677,609 千円
第2項 医業外費用	81,883 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額427,973千円は過年度分損益勘定留保資金427,973千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	579,581 千円
第1項 企業債	287,000 千円
第2項 負担金	292,581 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,007,554 千円
第1項 建設改良費	555,230 千円
第2項 企業債償還金	452,324 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	287,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

19,265 千円

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 17 号議案

令和 8 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 28市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 107,794,991立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 295,329立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		19,949,898 千円
第 1 項 営業収益		10,919,452 千円
第 2 項 営業外収益		9,030,446 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	19,910,759 千円
第1項 営業費用	19,512,543 千円
第2項 営業外費用	398,216 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,801,100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,245千円、過年度分損益勘定留保資金259,908千円、当年度分損益勘定留保資金1,522,947千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,120,450 千円
第1項 企業債	4,559,400 千円
第2項 他会計補助金	452,772 千円
第3項 国庫補助金	5,777,517 千円
第4項 負担金	2,330,761 千円

支 出

第1款 資本的支出	14,921,550 千円
第1項 建設改良費	10,225,188 千円
第2項 企業債償還金	4,678,362 千円

第3項 予 備 費

18,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和9年度から令和10年度まで	3,550,500 千円
多々良川流域下水道建設費	令和9年度	1,005,600 千円
宝満川流域下水道建設費	令和9年度	546,000 千円
宝満川上流流域下水道建設費	令和9年度	168,000 千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和9年度	604,200 千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和9年度	704,000 千円
矢部川流域下水道建設費	令和9年度	502,200 千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和9年度	180,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,765,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

514,415 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,236,424 千円である。

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 18 号議案

令和 8 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 45,778,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		700,318 千円
第 1 項 営業収益		688,817 千円
第 2 項 財務収益		10,976 千円
第 3 項 事業外収益		525 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		637,331 千円
第 1 項 営業費用		611,369 千円

第2項 財務費用	10 千円
第3項 事業外費用	20,952 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,005千円は過年度分損益勘定留保資金286,005千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		286,005 千円
第1項 建設改良費		181,005 千円
第2項 投資		100,000 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和9年度	56,986 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 電 気 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第3項 事 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 172,882 千円

(2) 交 際 費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 19 号議案

令和 8 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 68事業所
- (2) 総給水量 50,048,800立方メートル
- (3) 一日平均給水量 137,120立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,437,982 千円
第 1 項 営業収益			2,087,762 千円
第 2 項 営業外収益			350,220 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			2,396,199 千円

第1項 営業費用	2,280,349 千円
第2項 営業外費用	95,850 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額662,003千円は過年度分損益勘定留保資金455,353千円及び繰越利益剰余金処分別206,650千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000 千円
第1項 負担金	1,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	663,003 千円
第1項 建設改良費	505,017 千円
第2項 企業債償還金	147,986 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鞍手・宮田工業用水道事業費	令和9年度	72,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 工業用水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	305,156 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 20 号議案

令和 8 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	3,000平方メートル
(2) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル
(3) 直方・鞍手内陸部工業用地造成事業	土地造成	230,000平方メートル
(4) うきは西部内陸部工業用地造成事業	土地造成	330,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			21,291 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			30,150 千円

第1項 営業費用 30,150 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額942,126千円は過年度分損益勘定留保資金942,126千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 4,139,362 千円

第1項 工業用地造成事業収入 764,962 千円

第2項 企業債 3,374,400 千円

支 出

第1款 資本的支出 5,081,488 千円

第1項 造成事業費 5,081,488 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮若北部工業用地造成事業費	令和9年度から令和11年度まで	2,505,299千円
うきは西部工業用地造成事業費	令和9年度から令和11年度まで	4,711,075千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用地造成事業費	3,374,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和8年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、79,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	59,492 千円
(2) 交際費	84 千円

令和8年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎